

安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio : NSFR) 最終規則の概要

2015年2月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終規則文書の理解促進の一助として、作成されたものです。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目次

- (1) 背景
- (2) 目的、概要
- (3) 市中協議文書(CD)における主な修正点
- (4) 市中協議文書(CD)からの見直しのポイント
- (5) 施行時期、開示、今後の予定
- (6) 算入率一覧

(1) 背景

- 2010年12月、バーゼル委が、「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」文書を公表。
- 当初は、NSFRが、LCRとともに国際的に共通の流動性規制としては初めて導入されるものであることを踏まえ、2017年12月迄（観察期間との位置付け）に同規制の「意図せざる影響」等を確認し、必要に応じて2016年半ば迄に見直しを行うこととしていた。
- バーゼル委は同規則案が必ずしも問題銀行の判別能力を有さないことに着目。そこで、NSFRが銀行の満期変換機能を阻害しない前提で、銀行がバランスシートを拡大する際に短期レポ取引やホールセール調達に過度に依存しないよう留意した修正案を、市中協議に付した（2014年1月）。
- 更に、業界等からのコメントを参考に、金融機関向け短期貸出やデリバティブ等について修正を行い、2014年10月に最終規則文書を公表したものの。

(2) 目的、概要

(2-1) 目的

流動性が低く、売却が困難な資産(分母:所要安定調達額[オフ・バランスシートを含む])を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達(分子:負債・資本)することを求める。

(2-2) 概要

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額(資本+預金・市場性調達)}}{\text{所要安定調達額(資産)}} \geq 100\%$$

〈資本の算入率〉
100%

〈預金・市場性調達の算入率 (主な例)〉

- ・1年超の負債:100%
- ・リテール預金(残存1年以下または満期なし):90~95%
- ・法人預金、オペ預金(残存1年以下または満期なし):50%
- ・金融機関からの借入(6ヶ月以内):0%、(6ヶ月超1年以内):50%

〈資産の算入率 (主な例)〉

〈適格流動資産(HQLA)の算入率〉

- ・レベル1資産:5%、レベル2A資産:15%、レベル2B資産:50%

〈短期貸付の算入率〉

- ・1年以内のリテール・法人向け:50%
- ・6ヵ月超1年以内の金融機関向け:50%
- ・6ヶ月以内の金融機関向け(レベル1資産担保):10%、(それ以外):15%

〈長期貸付(1年超)の算入率〉

- ・処分可能なリスク・ウェイト35%以下の貸付(住宅ローン含む):65%
- ・その他の正常債権(金融機関向け除く):85%
- ・不良資産等:100%

〈デリバティブの算入率〉

(1)「デリバティブ資産ーデリバティブ負債」 ≥ 0 の時

- ・デリバティブ・ネット資産額の算入率:100%

「デリバティブ資産ーデリバティブ負債」 < 0 の場合

- ・デリバティブ・ネット負債額の算入率:0%

(2)「デリバティブ負債」額の算入率:20%(変動証拠金に係る追加賦課)

(3)当初証拠金・デフォルトファンドの算入率:85%

上記(1)~(3)を合わせた金額を分母に加算

(3) 市中協議文書(CD)における主な修正点

- 残存期間1年以内の資産・負債を「6ヶ月以内」と「6ヶ月超1年以内」の2つに区分し、算入率の水準調整を行った。
- 担保に差し入れているなど直ぐに処分できない資産は、期間6ヶ月超1年以内の場合も、期間1年超の場合と同様に、そうした制約のない資産と分けて取扱うこととした。

(注) 但し、中央銀行の長期与信の対象となる担保資産は、この取扱いの対象外とできる。【各国裁量】

- オペレーショナル預金(カस्टディ、クリアリング、キャッシュマネジメントサービス等に使われる預金)についても安定性を考慮した。
- 負債ではリテール預金の算入率を引き上げ、資産ではHQLA以外の債権の算入率を引き下げた。

リテール安定預金: 90% ⇒ 95%、リテール準安定預金: 80% ⇒ 90%

1年超の正常債権: 100% ⇒ 85%

1年以内の貸出(リテール・中小企業): 85% ⇒ 50%

(4) 市中協議文書(CD)からの見直しのポイント その1

- 金融機関向け短期貸出(リバースレポ取引を含む)の取扱い
 - CDでは短期貸出の相手先(銀行/非銀行金融機関)で算入率を区別。
期間6ヶ月未満の銀行/非銀行向け貸出の算入率は、各々0%/50%
<参考> 同期間の銀行/非銀行からの調達算入率は、ともに0%
 - 業界からは、「同じ市場で取引が行われているところ、規制で人為的に銀行/非銀行の区分を設けると国債市場等の流動性に悪影響が出る」との否定的なコメントが多数寄せられた。
 - バーゼル委は、銀行/非銀行を区別せず、担保資産の質を勘案することとした。
レベル1資産担保の場合:10%、それ以外の担保・無担保の場合:15%
⇒ 6ヶ月以内のレポ・リバースレポの取引量を増やすと、NSFRは若干低下する。
 - 6ヶ月以上1年未満についての調整は行わないこととした。
銀行/非銀行向け貸出への算入率はともに50%のまま
<参考> 同期間の銀行/非銀行からの調達算入率は、ともに50%

(4) 市中協議文書(CD)からの見直しのポイント その2

• デリバティブの取扱い

- CDでは、(1)マスター・ネットリング契約を結ぶカウンターパーティ間でのネットリングをした上で、(2)デリバティブ資産とデリバティブ負債を相殺することが認められていた。[ダブル・ネットリング]
- 業界は、変動証拠金とのネットリングを要望。
- 一方当局からは、「デリバティブ資産と負債の相殺を認めずに、デリバティブ資産額を100%分母に算入すべき」、「デリバティブ負債額が同資産額を上回る銀行にも賦課を求めるべき」等の声が聞かれた。
- バーゼル委は、上記の[ダブル・ネットリング]を引続き認めることとした。
- 業界からの要望に関しては、変動証拠金(現金のみ)とデリバティブ資産、変動証拠金総額とデリバティブ負債を、それぞれ相殺することとした。
- 一方で、当初証拠金の算入率を85%とし、変動証拠金に係る追加賦課としてデリバティブ負債の20%を分母に加算することとした。
 - ⇒ 2015年12月から段階適用される「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の影響を見て、当初証拠金の算入率等が見直される予定

(4) 市中協議文書(CD)からの見直しのポイント その3

- その他の主な変更点
 - 取引日と決済日が異なる(7日以内の)短期取引(直物為替、有価証券売買等)の取扱い
 - 会計基準に関わらず、取引時点で決済されたと見なして取扱う
 - 決済までの間、負債・資産がバランス・シートに計上される場合には、当該負債・資産(売掛・買掛に相当)の算入率は0%とする
 - 資産/負債が相互に関連している取引の取扱い
 - 次の条件を満たす場合、資産・負債とも算入率を0%とできる【各国裁量】
 - ① 資産と負債が各々特定可能であること
 - ② 資産の「期間、元本」がそれぞれ負債側と一致していること
 - ③ 銀行があくまで(solely)仲介役(pass through unit)としての立場
 - ④ 銀行の取引相手先が資産側と負債側で異なること

(注) 国際開発銀行等の資金を仲介して融資するケースを想定
 - 期限前償還のオプション性の付いた負債の取扱い
 - 自社の判断で早期繰上げ償還が可能な負債等について、オプション行使日に基づく機械的な満期判定はしない(LCRと平仄を取る)

(5) 施行時期、開示、今後の予定

- 施行時期
 - 2018年1月から実施する(当初から変更なし)。
- NSFR開示基準
 - 2014年12月、市中協議に付された(コメント期限:2015年3月6日)
 - 定量的な情報は、バーゼル委が策定したテンプレートに則って開示
 - ①開示する計数は、四半期末の値とする
 - ②開示項目は、算入率の違いや銀行の機密情報等を勘案して分類された
 - ③項目別に、算入率勘案前と勘案後の計数を開示
 - ④算入率勘案前の計数は、満期別(定めなし、6ヵ月未満、6ヵ月以上1年未満、1年以上)で、算入率勘案後の計数は一列で開示
 - 定性的な情報の開示も必須とした(例: NSFRの数値変化の背景)
- 今後の予定: デリバティブ・当初証拠金の算入率の見直し
 - 業界からのコメントは特に求めてはいない
 - 定量的影響度調査の結果を見て、必要に応じて見直しを行う
(各国の状況、必要額/差入額、85%の水準の妥当性等について検証)

(6) 算入率一覧

－ 2014年1月の市中協議文書(CD)からの変更点を赤字で表記

所要安定調達額【NSFRの分母】	
項目	算入率
・現金、中銀預け金及び残存6か月未満の中銀向け与信	0%
・処分制約のないレベル1資産 (現金、中銀預け金、残存6か月未満の中銀向け与信を除く)	5%
・レベル1資産を担保とした金融機関向け貸付(残存6か月未満)	10%
・処分制約のないレベル2A資産 ・レベル1資産以外を担保とした金融機関向け貸付及び無担保の金融機関向け貸付(残存6か月未満)	15%
・処分制約のないレベル2B資産 ・6か月以上1年未満の処分制約のある資産 ・処分制約のない金融機関向け貸付(残存6か月以上～1年未満) ・自行以外の金融機関に預け入れているオペレーショナル預金 ・上記以外の処分制約のない資産(残存1年未満)	50%
・処分制約のない住宅ローン(残存1年以上、RW 35%以下) ・処分制約のない、非金融機関、ソブリン、中銀、PSE等向け貸付(残存1年以上、RW35%以下)	65%
・金などのコモディティ資産 ・処分制約のない正常債権(残存1年以上、金融機関向けを除く) ・デフォルトしていない、高品質流動資産(HQLA)以外の証券 ・デリバティブに関連して差し入れている当初証拠金	85%
・1年以上の処分制約のある資産 ・デリバティブ資産からデリバティブ負債を差し引いた額(各々、条件を満たす変動証拠金との相殺を勘案後)がプラスの場合、その金額 ・デリバティブ負債額(変動証拠金との相殺前)の20%相当の金額 ・その他資産(デフォルトしている証券、固定資産等)	100%

利用可能な安定調達額【NSFRの分子】	
項目	算入率
・規制上の資本(但し、残存1年未満のTier2は除く) ・長期負債(残存1年以上)	100%
・個人・中小企業からの「安定」預金 (満期の定めなし、または残存1年未満)	95%
・個人・中小企業からの「準安定」預金 (満期の定めなし、または残存1年未満)	90%
・非金融業の企業顧客からの預金等 (満期の定めなし、または残存1年未満) ・ソブリン、PSE等からの資金調達 (満期の定めなし、または残存1年未満) ・オペレーショナル預金	50%
・その他の負債(金融機関、中銀からの資金調達を含む、残存6か月以上～1年未満) ・その他の資本 ・デリバティブ資産からデリバティブ負債を差し引いた額 (各々、条件を満たす変動証拠金との相殺を勘案後)がマイナスの場合、その絶対値の金額	0%

- (注) - レベル1、2A、2B資産は、LCRの分子として算入できる高品質流動資産(HQLA)。市場流動性等の高低に応じて3分類されている。
 - RWは、バーゼルⅡ・信用リスクの標準的手法におけるリスクウェイトを指す。
 - 担保に差し入れている資産について、差入れ期間が6か月～1年の場合は算入率を50%、1年超の場合は算入率を100%とする(担保に差し入れていない状態でこれらの算入率を上回る資産については、担保に差し入れる場合でも算入率は不変とする)。